

◎新潟県告示第1005号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 竣功認可年月日

令和4年9月16日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び10733の地点とP1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

P1の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場(北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398)から91度29分13秒40.423mの地点

G2の地点 P1の地点から248度51分19秒2.803mの地点

G3の地点 G2の地点から158度35分31秒195.933mの地点

10733の地点 G3の地点から68度51分13秒2.794mの地点

(3) 面積

548.29平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

令和2年10月13日

新潟県漁第294号

5 法22条第3項の市町村（閲覧場所）

佐渡市